

県立学校等の臨時休業・再開について

【問い合わせ先】

○県立学校に関すること

教育庁教育政策課 中川

096-333-2699（内線：6727）

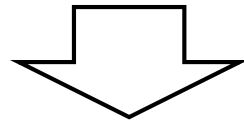
○私立学校に関すること

総務部私学振興課 大石

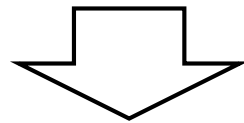
096-333-2059（内線：3201）

県立学校の臨時休業・再開の考え方

- 政府の専門家会議の提言及び文部科学省の「臨時休業ガイドライン」を踏まえ、県立学校の臨時休業等の考え方の整理



- 新規患者数や感染経路が不明な患者数などの急激な増加や、学校における感染状況などから、市町村において、感染がまん延していると判断した場合



一斉の臨時休業

熊本県における感染地域区分
(4月3日 県・市合同専門家会議)

熊本県：感染確認地域

熊本市：感染拡大している地域

県立学校の臨時休業・再開の方針

熊本市以外：感染確認地域

再開

熊本市：感染拡大している地域

臨時休業

※県立学校は分散登校、時差登校、時間短縮などの組み合わせを条件に、再開

県立学校における対応について

区分	校数	学校運営上の対応
熊本市	高校11校 特支 5校	<p style="text-align: center;"><u>臨時休業：4月19日まで</u></p>
熊本市外	高校39校 中学校3校 ※特支13校	<p style="text-align: center;"><u>再開</u></p> <p>(1) 分散登校・時差登校・時間短縮などの組み合わせを条件に、感染拡大防止に万全を期した上で、教育活動を再開。</p> <p>(2) 特別支援学校については、各校の状況に応じて個別に対応。</p>

一斉臨時休業に伴う留意事項

(1) 感染症対策及び健康管理の徹底

- ①自宅での感染症対策
- ②3つの密（[密閉][密集][密接]）が重なる場所等への外出を控え、基本的に自宅で

(2) 臨時休業中の学習指導

- ①学習に遅れが生じないように、家庭学習を適切に課すなど必要な指導を実施
- ②テレビ、ラジオの講座、インターネット動画配信、県教育委員会HPの利用促進
- ③新入生については、オリエンテーションの実施や中学校からの橋渡しなど特段の配慮
- ④進路等のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を実施

(3) 臨時休業実施校における入学式、始業式、登校日等

- ①それぞれの学校の判断で入学式、始業式を実施
- ②児童生徒等の心身の健康維持や学習支援のために、各学校で登校日を設定

(4) その他：障がいのある児童生徒等への配慮、家庭との連携、感染症に伴う差別やいじめ、児童生徒等の心のケア等への必要な対応を実施

教育活動の再開に伴う留意事項

(1) 学校運営上の取組み

- ①分散登校：学年毎や、偶数・奇数のクラス毎の登校日設定等
- ②時差登校：バスや電車の、ラッシュ時間帯を避け登校
- ③時間短縮：40分授業や、午前中で授業を終わらせるなど在校時間を短縮

(2) 授業やその他の活動における工夫

- ①教室や体育館等での活動は、こまめな換気を心がける
- ②実技指導などの時期の入替や内容の変更
- ③グループ活動や対面での活動を避ける
- ④休み時間等における密集や接触を避ける

(3) 感染症対策及び健康管理の徹底

- ①検温や風邪症状の確認の徹底
- ②発熱や味覚・臭覚の異常等の症状等がある場合は自宅療養

(4) 部活動

- ①練習日は週5日以内
- ②練習時間は平日2時間程度、休業日3時間程度
- ③活動時間帯を学年別やグループ別に分けて行うなど活動形態に配慮
- ④合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止

(5) その他：差別やいじめ、児童生徒等の心のケア等への必要な対応

県立学校以外の対応について

1. 熊本市を除く市町村長には、県立学校の取組みを踏まえ、感染拡大防止の徹底を図るなど、適切に対応するよう要請
2. 各私立中学校、高等学校に対しても、県立学校の取組みを踏まえ、感染拡大防止の徹底を図るなど、適切に対応するよう要請